

受付	開栓手配	口座確認	名簿更新	電子化/File

(西暦) 年 月 日

フィオーレ喜連川管理組合 御中

## 管理組合施設及び温泉使用開始届出書

街区 号地  
 フィオーレ喜連川 丁目 番 号  
 氏名 印  
 TEL ( ) -

下記施設の使用開始を申請致します。

(該当する施設の番号 1 あるいは 2、または両方に○を付けて下さい)

1. 管理組合施設等(下水道、共同受信施設等)を、「フィオーレ喜連川管理細則」に則り  
 年 月 日より 使用を開始。(住宅用：¥5,000/月、店舗兼用：¥6,500/月)  
 ( 住宅用、店舗兼用 ) いずれかに○を付けて下さい。
2. 温泉を、「フィオーレ喜連川温泉使用細則」に則り  
 年 月 日より 使用を開始。(¥3,500/月(10㎡以降は1㎡毎に¥300))。  
 ( 初回、再開始 ) いずれかに○を付けて下さい。

- ・管理組合施設及び温泉使用の料金等の詳細につきましては、管理組合規約及び細則、温泉使用細則をご参照ください。
  - ・温泉使用開始に当たり、「1. 管理組合施設等」の使用が停止状態の場合、温泉使用開始と同時に管理組合施設等の使用開始申請がなされたものとみなします。
  - ・温泉使用が再開始(※)の場合、「フィオーレ喜連川温泉使用細則」第20条に則り再開栓に伴う費用(¥5,000)が発生致します。
- (※閉栓手続きを行った者同一の所有者が再度開栓手続きを行うこと。所有権移転後の開栓は初回とみなす)

※別荘としてご利用の方は、現住所のご記入も願います。

現住所 〒 -

- ※ お支払いは組合員様の指定金融機関よりお振替いたします。別途各金融機関の自動振替届出書の提出が必要となりますので、ご希望の銀行を管理事務所までご連絡下さい。
- ※ 振替用金融機関は、「足利銀行」、「栃木銀行」、又は「ゆうちょ銀行」がご利用できます  
 既に振替口座の登録がお済みの組合員様は、登録済みの口座より振替させていただきます。
- ※ 本書は必ず各施設の使用開始前に事務所に提出願います。

フィオーレ喜連川管理組合  
 TEL 028-686-5293  
 FAX 028-686-5294  
 営業時間：9:00～17:00(昼除く)  
 毎週火曜定休